

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ドミニカ共和国	貿易投資促進人材育成センター 建設計画のための贈与に関する 日本国政府とドミニカ共和国政 府との間の交換公文	貿易投資促進人材育成センター建設計画を実施する ために必要な 1. 貿易投資促進人材育成センターの建設に必要な生産 物及び役務の供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	641,000千円 H19.3.31まで	H18.8.3 セントポ ミシゴで (同日)	日本側 岡本治男在ドミニ カ共和国大使 ドミニカ共和国側 カルロ ス・モラレス・トロコン ソ外務大臣	H18.8.16 491号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。